

請願・陳情の審査結果

付託委員会	件名	審査日 結果
総務教育	府内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認及び職員を心理的圧力から保護するための措置を求める陳情	令和7年12月4日 趣旨不了承
	職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情	令和7年12月4日 趣旨不了承
	国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	令和7年12月4日 趣旨了承
	神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	令和7年12月4日 趣旨了承
市民福祉	安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める陳情書	令和7年12月2日 趣旨不了承
	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書	令和7年12月2日 趣旨不了承
	介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書	令和7年12月2日 趣旨不了承
経済建設	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	令和7年12月3日 趣旨不了承

市議会への請願や陳情

◆どなたでも提出できます

市民の皆さん、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。

◆提出には、次のことに注意してください

- ・書式は『例』を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- ・請願（陳情）者が複数の場合は、代表者を決めてください。
- ・請願（陳情）は、必ず議会事務局へ持参してください。
- ・定例会初日前3日（土・日曜日、休日を除く）までに提出してください。郵送の場合は、請願（陳情）として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
- ・請願（陳情）者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。

※請願には1人以上の紹介議員が必要

ですが、陳情には必要ありません。
請願と陳情の違いなど詳しくは議会事務局に問い合わせてください。

※請願（陳情）者が数人連署する場合は全員の住所、氏名、押印（記名の場合のみ、署名の場合は不要）をお願いいたします。

《例》

〇〇〇に関する請願（陳情）
令和 年 月 日
綾瀬市議会議長 〇〇〇 殿
紹介議員 (署名又は記名押印)
請願（陳情）者 住所 氏名 〇〇〇〇 印 (氏名は署名又は記名押印)
趣旨 理由

12月定例会で可決された意見書

国に私学助成の拡充を求める意見書

令和7年2月の自由民主党・公明党・日本維新の会による高校授業料無償化に向けた3党合意を受け、年収910万円以上の全世帯に年額118,800円を支援するための補正予算が3月31日に成立した。合意内容には、令和8年度から授業料支援額を7年度の私立高校授業料平均額に相当する457,000円に引き上げ、所得制限を撤廃することも盛り込まれているが、これで全てが無償化となるわけではない。

文部科学省は、令和7年度限りの新規支援策として高校生等臨時支援金を実施しているが、8年度からは、所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引上げも含め検討中としており、必要な財源を確保した上で、合意された内容を着実に実施することが求められる。

また、授業料が実質無償になったとしても、入学金や施設設備費等の私費負担は変わらず、入学金の補助制度創設や施設設備費等の補助対象化など、さらなる措置を講じる必要がある。

さらに、私立学校への経常費助成は、公立高校生1人当たりに対する公費支出額の3割にとどまっており、私立学校が公教育として重要な役割を担っていることからも、私立学校振興助成法成立時の附帯決議に記された、経常的経費国庫補助2分の1助成の速やかな実現が求められる。

よって、国においては、公立私立の学費格差をさらに改善し、全ての子供たちに学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層増額するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

綾瀬市議会議長 齊藤慶吾

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
文部科学大臣 あて

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

今年度、県内の私立学校に対する生徒1人当たりの経常費補助額は国、県ともに増となり、特に私立高校においては国基準額に達した。一方で、小学校と中学校に対する県の経常費補助額は、いまだ国基準額に達しておらず全国最下位水準となっている。また、県内在住の私立高校生に対する授業料補助上限額は、年収750万円未満世帯まで拡充され、公立私立間の学費格差の是正が進み、進学先の選択肢が広がった。

しかしながら、私立高校においては、少子化に伴い今後入学者が減少する見通しから財政的な不安を抱えており、補助制度を向上させる特別な措置が求められるとともに、保護者負担軽減も授業料補助のみで、施設設備費等の負担は残されたままとなっている。

東京都では、所得制限が撤廃され、全ての私立高校生が実質授業料無償となったほか、私立中学校に通う世帯には所得制限なく授業料が補助される制度がある。また、東京都から他県の私立高校に通う生徒は補助対象となるが、神奈川県から県外の私立高校へ通う生徒は補助対象外となっている。

これらの課題解決に向け、私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減するとともに、私立学校の補助制度を向上させ、全ての子供たちの学ぶ権利を保障するためには、私学助成を一層拡充していくことが重要である。

よって、県においては、令和8年度予算において私学助成の拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

綾瀬市議会議長 齊藤慶吾

神奈川県知事 あて

『意見書』とは

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政府に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。